

十八親和銀行自由満期定期預金

1. 基本的性格

自動継続定期預金です。最長預入期間5年を経過した時点で自動継続されます。

2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者等。(ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります)

3. 預入期間

最長5年

4. 商品提供金融機関

十八親和銀行

5. 約定金利の決定方法

約定金利は毎週見直しを行います。原則として、毎週最終営業日に新約定金利を決定し、翌週月曜日から日曜日まで適用します。(但し、金利情勢の変化に伴い週央に変更する場合があります。)

6. 適用金利

預入日の預入期間<下記8段階>に応じた金利が、解約日(一部解約の場合は一部解約日)または最長預入期間(5年)経過日まで適用されます。(預入期間が1ヶ月未満での解約の場合は、解約時の普通預金金利が適用されます。)

預入期間
1ヶ月以上3ヶ月未満
3ヶ月以上6ヶ月未満
6ヶ月以上1年未満
1年以上2年未満
2年以上3年未満
3年以上4年未満
4年以上5年未満
5年

7. 利払方法

最長預入期間(5年)経過日に一括して付利し、利息を元本に組入れて継続いたします。

8. 利息の計算方法

6ヶ月複利の方法により計算します。(1年を365日とする日割計算。)
付利単位は1円です。

9. 利息に対する課税

確定拠出年金制度上、利息は課税されません。

10. 最長預入期間(5年)経過時の取り扱い

最長預入期間(5年)経過日に利息を元本に組入れて自動継続いたします。

11. 解約の取り扱い

最長預入期間(5年)経過前に解約される場合の利息は、預入期間(預入日から解約日の前日まで)に応じた預入日の適用金利により計算し、元本とともに支払われます。(ただし、最長預入期間経過日の2営業日前の午前10時以降最長預入期間経過日までのお受け付けはできません。)

12. 一部解約の取り扱い

この預金については元本の一部について解約の取り扱いができます。(ただし、最長預入期間経過日の2営業日前の午前10時以降最長預入期間経過日までのお受け付けできません。)

- ①一部解約をする場合、その利息は預入期間(預入日から一部解約日の前日まで)に応じた預入日の適用金利により計算し、解約元本とともに支払われます。
- ②一部解約後の残金については、それまでの預入期間が継続されます。

13. お申込単位

預入金額は1円以上で預入単位は1円です。

14. 手数料

本定期預金のお預入れ・ご解約等に関して手数料はかかりません。

15. 持分の計算方法

本商品の加入者等毎の持分についての計算は元本によるものとします。なお加入者等の個人別持分は記録関連運営管理機関により計算・管理されております。

16. セーフティーネットの有無

・本商品は預金保険制度の対象です。同制度の概要は下記の通りです

○当座預金等の利息のつかない預金（※1）が全額、それ以外の定期預金等（※2）については、1金融機関につき預金者1人あたり元本1千万円までとその利息等が保護の対象となります。

※1：決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。

※2：定期預金、貯蓄預金、通知預金等は保護の対象となりますが、外貨預金、譲渡性預金等は保護の対象とはなりません。

・なお、確定拠出年金の積立金の中で、同保険の対象となる預金等で運用されている場合は、その預金等の部分が保護の対象となり、その他の同保険対象の預金等と合算して、1金融機関につき預金者1人あたり元本1千万円までとその利息等が保護されることになります。ただし、この場合は、その他の同保険対象の預金等が優先されます。

17. 利益の見込みおよび損失の可能性

解約の申し出がない限り、預入日から5年後の最長預入期間（5年）経過日に約定金利で計算した利息を元本に組入れて自動継続します。また、それ以前での解約（一部解約を含みます）であっても、預入期間に応じた預入日の適用金利により計算した利息と元本が支払われます。

ただし、商品提供金融機関（親和銀行）の破綻時においては、預金保険制度の保護範囲を超える元本とその利息については全額が払い戻されない場合があります。

商品の説明図

元加自動継続

最長預入期間（5年）経過経過日に、利息を元本に加え自動継続します

一部解約

一部解約が可能です。一部解約の部分は預入期間に応じた預入日の金利が適用されます。また、残額については、これまでの預入期間を引き継ぎます。

